

○県外産業廃棄物の搬入に係る協議等の状況の公表（環境整備課）
 秋田県告示第二八三三号

秋田県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例
 （平成十四年秋田県条例第七十五号）第十条の規定により、平成
 十九年における県外産業廃棄物の搬入に係る協議等の状況を次の
 とおり公表する。

平成二十年六月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 県外産業廃棄物の搬入に係る協議件数
 四百二十三件（うち、内容の変更を伴う協議件数 八十六件）
- 二 県外産業廃棄物の搬入に係る協定の締結件数
 四百二十三件
- 三 県外産業廃棄物の搬入状況の報告件数
 四百二十三件

四 県外産業廃棄物の搬入量の概要

県外産業廃棄物の種類	搬入量(トン)			合計
	最終処分	中間処理	再生利用	
燃え殻	一二七	四三九	〇	五六六
汚泥	一一、九一六	一一、〇四二	一、八八二	二六、八四〇
廃油	〇	二九、八五九	一、六三八	三一、四九七
廃酸	〇	九、八九五	〇	九、八九五
廃アルカリ	〇	一五、〇〇四	〇	一五、〇〇四
廃プラスチック類	二、一六五	三八、九九七	一、四一五	四二、五七七
紙くず	〇	一五五	〇	一五五
木くず	〇	八七三	〇	八七三
繊維くず	〇	一六	〇	一六
動植物性残さ	〇	一三	〇	一三
金属くず	〇	一五一	一〇六	二五七
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	一三六	一、三八九	七九一	二、三一六
鉱さい	三五	一三三	〇	一六八
がれき類	〇	二四	〇	二四
ばいじん	二一	一、七九六	〇	一、八一七
混合物（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず及びがれき類を含む。）	六、二二〇	三一、一〇六	六六	三七、三八二
合計	二一、六一〇	一四一、八八二	五、八九八	一六九、三九〇

五 環境保全協力金の納入額

六 三千九百四十四万千円
環境保全協力の使途

産業廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進のための事業や研究、適正処理の促進に関する施策の実施に要する経費に充てた。